

別表第1（第4条関係）

第4条各号に掲げる者にかかる交付基準は、次の各号に掲げる者ごとにそれぞれ定めるところによる。

(1) 第1号から第3号に掲げる者

- ・身体障害者 身体障害者手帳の障害区分及び等級が次の表中○の箇所に該当する者

		等 級					
		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
視覚障害		○	○	○	○		
聴覚障害			○	○			
平衡機能障害				○		○	
音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害							
肢体不自由	上肢	○	○	○	○		
	下肢	○	○	○	○	○	○
	体幹	○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の 脳病変による運動機能障害	上肢機能	○	○	○	○		
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障害		○		○	○		
じん臓機能障害		○		○	○		
呼吸器機能障害		○		○	○		
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○	○		
小腸機能障害		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○	○		
肝臓機能障害		○	○	○	○		

- ・知的障害者 療育手帳の障害程度欄が「㊤」又は「A」の者
- ・精神障害者 精神障害者保健福祉手帳の障害区分が「1級」の者
- ・上記手帳の交付を受けていない特別児童扶養手当対象児童
（ただし、障害区分が「音声機能、言語機能又はそしゃく機能障害」の者及び、
障害等級「2級」のうち障害区分が「知的障害・精神の障害」の者を除く。）

(2) 第4号及び第5号に掲げる者

- ・高齢者 介護保険の要介護状態区分が「要介護1～5」の者
- ・難病患者 指定難病医療受給者等又は小児慢性特定疾病医療受給者

(3) 第6号に掲げる者

- ・けが人 けがにより一時的に歩行が困難なため、車いす、杖等を使用する者
- ・妊産婦 単胎児：母子手帳の交付を受けた日から出産後2年までの者（出産後は2歳以下の乳幼児と同伴の場合に限る。）
多胎児：母子手帳の交付を受けた日から出産後3年までの者（出産後は3歳以下の乳幼児と同伴の場合に限る。）